

2 補助金の応募

補助対象者の選考については、次のとおり事前審査を行ないます。そのうえで、採択された方から補助金交付申請書を提出していただきます。

- ①受付期間 **令和7年4月10日（木）～令和7年5月30日（金）**
- ②提出書類 創業支援事業計画書、予定地の位置図並びに現況写真、事業費の内訳（見積書等）がわかるもの
提出にあたり面談を実施しますので、事前にお問い合わせ・提出先までご連絡ください。特別な事情がなく面談を受けられない方は、応募を受け付けませんので、ご了承願います。
- ③審査 提出された創業支援事業計画書等を基に、市が主催する審査委員会によるヒアリング審査・選考を行います。
 - ア）ヒアリング審査は6月上旬に実施します。ヒアリング実施日に止むを得ず出席できない場合には、原則書面のみで審査します。
 - イ）審査は、1者あたり15分とし、プレゼンテーションを5分間、質疑応答を10分間とします。
 - ウ）審査を行った応募者のうち、審査委員の合計得点が高い順から支援候補者として選定します。ただし、支援基準に満たない場合は失格とします。
- ④選考結果 審査終了後、6月中旬頃に応募者の方に対し、採択または不採択の結果をご連絡します。

※ 補助決定前に着手した事業は対象になりません。

3 補助金交付申請等の提出

（1）開業前支援

事業計画が補助事業に採択された方は、次のとおり補助金交付申請書を提出してください。

- ① 店舗建築・改修・設備等補助
 - ア）補助金交付申請書の提出
補助金交付決定通知書の決定日以降でなければ補助対象経費とはなりません。
また、補助金申請には商工団体（龍野商工会議所又はたつの市商工会）の指導等を受けて作成した事業計画の添付が必要ですので、早めにご相談ください。
 - イ）補助金実績報告書の提出
店舗建築・改修・設備購入等が終了次第、実績報告書を提出

（2）開業後支援

開業前支援補助金を受けた方が対象となります。

- ① 新規雇用補助
 - ア）補助金交付申請書の提出
開業日から3年以内に開業の日から起算して、1年が経過する年度の4月以降に申請書を提出 ※従業員1人につき、1回限り
 - イ）補助金実績報告書の提出
開業日から3年以内に開業の日から起算して、1年が経過した日以降に実績報告書を提出
- ② 店舗賃借補助
 - ア）補助金交付申請書の提出
 - 【第1回目】
開業の日から起算して、1年が経過する年度の4月以降に、第1回目の申請書を提出 ※開業の日を1か月分として、12か月分を申請
 - 【第2回目】
開業の日から起算して、2年が経過する年度の4月以降に、第2回目の申請書を提出 ※開業の日から起算して、13か月～24か月分を申請
 - 【第3回目】
開業の日から起算して、3年が経過する年度の4月以降に、第2回目の申請書を提出 ※開業の日から起算して、25か月～36か月分を申請
 - イ）補助金実績報告書の提出
 - 【第1回目】開業の日から起算して、1年経過後に実績報告書を提出
 - 【第2回目】開業の日から起算して、2年経過後に実績報告書を提出
 - 【第3回目】開業の日から起算して、3年経過後に実績報告書を提出



創業支援事業のご案内

～たつの市内で創業される方を応援します～

1 創業支援事業補助金交付制度について

創業支援事業補助金交付制度は、産業振興、雇用促進及び定住促進を図るため、市内で新たに創業を計画している方に対して、その創業に要する経費の一部を補助する制度です。

※「創業」とは、次のいずれかの場合をいいます。

- ア）事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33条）第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合
- イ）事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合

（1）補助金の申請ができる方

（2）の補助対象事業を行う個人又は法人であって、市内で創業する者のうち、次の要件に該当される方が対象となります。

- ① 市内で創業を計画している方で、かつ、開業の日から起算して3年以上継続して市内で事業を行う方
- ② 市内商工団体（龍野商工会議所、たつの市商工会）の指導等を受けて事業計画を作成し、かつ、商工団体（龍野商工会議所、たつの市商工会）に加入する方
- ③ 市区町村税を完納している方
- ④ たつの市暴力団の排除に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3条に規定する暴力団密接関係者でない方
- ⑤ 令和8年3月末日までに創業する予定の方

（2）補助対象となる事業

①対象業種

日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に掲げる業種のうち、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業（バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）、生活関連サービス業、教育・学習支援業及び医療・福祉に係る事業

②対象とならない事業

ア）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業に係る事業

イ）3親等内の親族からの事業継承及び既存事業を社名又は代表者変更して行う事業

ウ）国及び他の地方公共団体等からの補助金等の支援を受ける事業

※重要伝統的建造物群保存地区内で創業する場合は対象となる場合があります（創業支援を目的とした補助金等を除く。）。

エ）宗教に係る事業

オ）騒音、悪臭等により周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある事業

カ）建築基準法、都市計画法その他の関係法令の規定に違反する施設で行う事業

キ）その他補助対象事業とすることが適当でないと市長が認める事業